

香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第49号

香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

香川県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(適合証の交付の請求等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の請求書には、知事が別に定める整備項目表（以下単に「<u>整備項目表</u>」という。）及び別表第3の左欄に掲げる公共的施設の区分に応じた同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第14条の規定による届出をした者が同項の請求をする場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(特定施設の新築等の届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の届出書には、整備項目表及び別表第3の左欄に掲げる公共的施設の区分に応じた同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(適合状況の報告)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の報告書には、整備項目表を添付しなければならない。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 建築物に関する整備基準</p> <table border="1"><thead><tr><th>整備項目</th><th>整備基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 利用円滑化経路</td><td>(1) 略 (2) 略</td></tr></tbody></table>	整備項目	整備基準	1 利用円滑化経路	(1) 略 (2) 略	<p>(適合証の交付の請求等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の請求書には、知事が別に定める整備項目表及び別表第3の左欄に掲げる公共的施設の区分に応じた同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第14条の規定による届出をした者が同項の請求をする場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(特定施設の新築等の届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の届出書には、整備項目表（<u>第2号様式</u>）及び別表第3の左欄に掲げる公共的施設の区分に応じた同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(適合状況の報告)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の報告書には、整備項目表（<u>第2号様式</u>）を添付しなければならない。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 建築物に関する整備基準</p> <table border="1"><thead><tr><th>整備項目</th><th>整備基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 利用円滑化経路</td><td>(1) 略 (2) 利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</td></tr></tbody></table>	整備項目	整備基準	1 利用円滑化経路	(1) 略 (2) 利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。
整備項目	整備基準								
1 利用円滑化経路	(1) 略 (2) 略								
整備項目	整備基準								
1 利用円滑化経路	(1) 略 (2) 利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。								

	ア～オ 略 カ 略  (ア) 略  a 平成12年建設省告示第1413号第1 第9号に規定するものとする。こと。 b・c 略 (イ) 略 キ 略 (3) 略
2～18 略	

2・3 略

4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1～4 略	
5 駐車場	(1) 多数の者の利用に供する駐車場を設ける場合においては、 <u>1以上の駐車場には</u> 、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。 (2)・(3) 略
6～10 略	

	ア～オ 略 カ 当該利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機（以下「車いす使用者用特殊構造昇降機」という。）は、次に定める構造であること。 (ア) エレベーターにあつては、次に定める構造とすること。 a 平成12年建設省告示第1413号第1 第7号に規定するものとする。こと。 b・c 略 (イ) 略 キ 略 (3) 略
2～18 略	

2・3 略

4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1～4 略	
5 駐車場	(1) 多数の者の利用に供する駐車場を設ける場合においては、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。 (2)・(3) 略
6～10 略	

5 略

5 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。